

第3回豊島廃棄物等技術委員会中間処理分科会次第

平成13年8月2日
マリンパレスさぬき

- 1、開会
- 2、審議・報告事項
 - ①第2回豊島廃棄物等海上輸送航行安全対策検討委員会の審議状況について(報告)
 - ②豊島廃棄物等対策事業中間処理施設建屋部分の詳細設計について(審議)
 - ③中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設の設計について(審議)
 - ④廃棄物等の陸上輸送業務について(審議)
- 3、配布資料の取扱について
- 4、閉会

第2回豊島廃棄物等海上輸送航行安全対策検討委員会の審議状況について

日時：平成13年7月7日（土）10：00～15：05
場所：香川県県民ホール

1 開会

13委員中13委員出席（うち代理出席1委員）（委員名簿添付）
3関係行政機関中3機関出席

2 挨拶 香川県環境局長より挨拶。

3 議事

(1) 第1回委員会の経過報告について

事務局（社団法人瀬戸内海海上安全協会）より、第1回委員会の議事録概要について報告した。

(2) 海上交通環境について

輸送経路周辺と風戸港における船舶通航実態調査結果（平成12年8月実施、第2回技術委員会で調査結果報告）、計画地周辺の自然条件（地勢、地質、気象、波浪、潮位、潮流）、輸送経路周辺における航行援助施設（灯台、灯浮標）、海難（衝突、乗揚等）の発生状況及び漁業の実態について県から説明した。

このことについて、委員から
「豊島の係留地付近の潮流を計測する必要がある。」
との意見があった。

(3) 廃棄物等運搬船について

県から、現在検討している廃棄物等運搬船の大きさ、各種設備、操船性能について説明した。

このことについて、委員から
「航行時間については、日出から日没までの間という規定をしているが、季節によって日の出、日没時間は異なるので、荷役等の全体の流れを整理したうえで、航行時間を決める必要がある。」
との意見があった。

また、
「船員は何人を予定しているのか。」
との質問があり、県から
「運航時間、業務内容等を考慮して、効率的な人員配置を検討する。」旨を回答した。

(4) 係留・荷役施設について

県から、第4回技術委員会で報告した事項を基に県において検討を進めた豊島側及び直島側の係留施設の計画（バース長、水深、構造）等について説明した。

このことについて、委員から
「接岸時の安全性を確認するため、豊島側の係留地付近の潮の流速、方向を調査する必要がある。」

「船舶係留のための係船曲柱の位置を合理的な位置に配置する必要がある。」

「潮の流速、干満、廃棄物等運搬船の積載状況等を考慮して、防舷材の位置を決定する必要がある。係留施設と潮の干満、廃棄物等運搬船の積載状況との関係を図示すること。」

との意見があった。

(5) 航行安全対策について

事務局から、航行安全対策(海上輸送安全管理基準、海上輸送安全管理体制、運航管理規程、運航基準、作業基準、事故処理基準)の案を提案した。また、運航基準の中で輸送船航路については、2つの案(別添2参照 案1:局島の南方を航行、案2:局島の北方を航行)が提案された。

このことについて、委員から

「海上輸送安全管理体制の中で豊島廃棄物等技術委員会、豊島廃棄物等対策事業の管理委員会(仮称)との関連を明示する必要がある。また、連絡等を要する船舶業者など関係者を漏れなく把握する必要がある。」

「事故処理基準の中に、コンテナの破損状況調査を盛り込む必要がある。」

「航行安全対策は船舶安全管理(I S M)システムに準拠するという趣旨の文言を入れる必要がある。」

との意見があった。

また、県からも案1については、

①局島と家島間付近に漁船及びプレジャーボートが数多く出ており、狭窄水路で輻輳する。

②この狭窄水路で、定期航路のフェリーとも輻輳する。

③直島港を基地とする貨物船が家島、局島のすぐ西側を北上するため狭窄水路を出た運搬船と出会うおそれがある。

等の課題があることから、案2について、航行安全対策を検討するよう意見を述べた。

このことについて、委員から

「案2の航路付近には4 m程度の浅瀬があり、航路の安全性を検討する必要がある。香川県において深浅測量をして、浅瀬に関する情報を次回の委員会に提出していただきたい。」

「関係漁業者の意見を聞く必要がある。」

との意見があった。

(6) その他

次回の委員会の開催日については、後日、日程調整することとなった。

今回の委員会の資料については、すべて検討中の内容であることから、会議次第及び出席者名簿を除き、すべて非公開・関係者限りにすることとなった。

別添1

豊島廃棄物等海上輸送航行安全対策 検討委員会 構成表

(平成13年4月現在)

(敬称略) (順不同)

委員	独立行政法人 海技大学校	教授	佐藤 尚 登
	神戸商船大学	教授	鈴木 三 郎
	神戸商船大学	教授	久保 雅 義
	海上保安大学校	教授	松本 宏 之
	香川大学	名誉教授	岡市 友 利
	内海水先人会	副会長	足達 忠 夫 (代理:石破理事)
	全日本海員組合中四国地方支部	高松支部長	楠 博 志
	香川地区小型船安全協会	副会長	田村 昭
	香川県海運組合	理事長	雑喉 平三郎
	三 九 会	会長代行	野崎 朝 光
	香川県漁業協同組合連合会	会 長	田村 敦 市
	直島漁業協同組合	代表理事組合長	岡田 俊 二
	家浦漁業協同組合	代表理事組合長	難 波 勇

関係行政機関

玉野海上保安部	部 長	清水 尊 志
高松海上保安部	部 長	佐藤 清 志
香川県直島町(風戸港港湾管理者)	助 役	岡田 英 機

関係者

三菱マテリアル(株)直島製錬所	所 長	五十嵐 壽彦
-----------------	-----	--------

委託者

香川県

傍聴人

豊島関係者

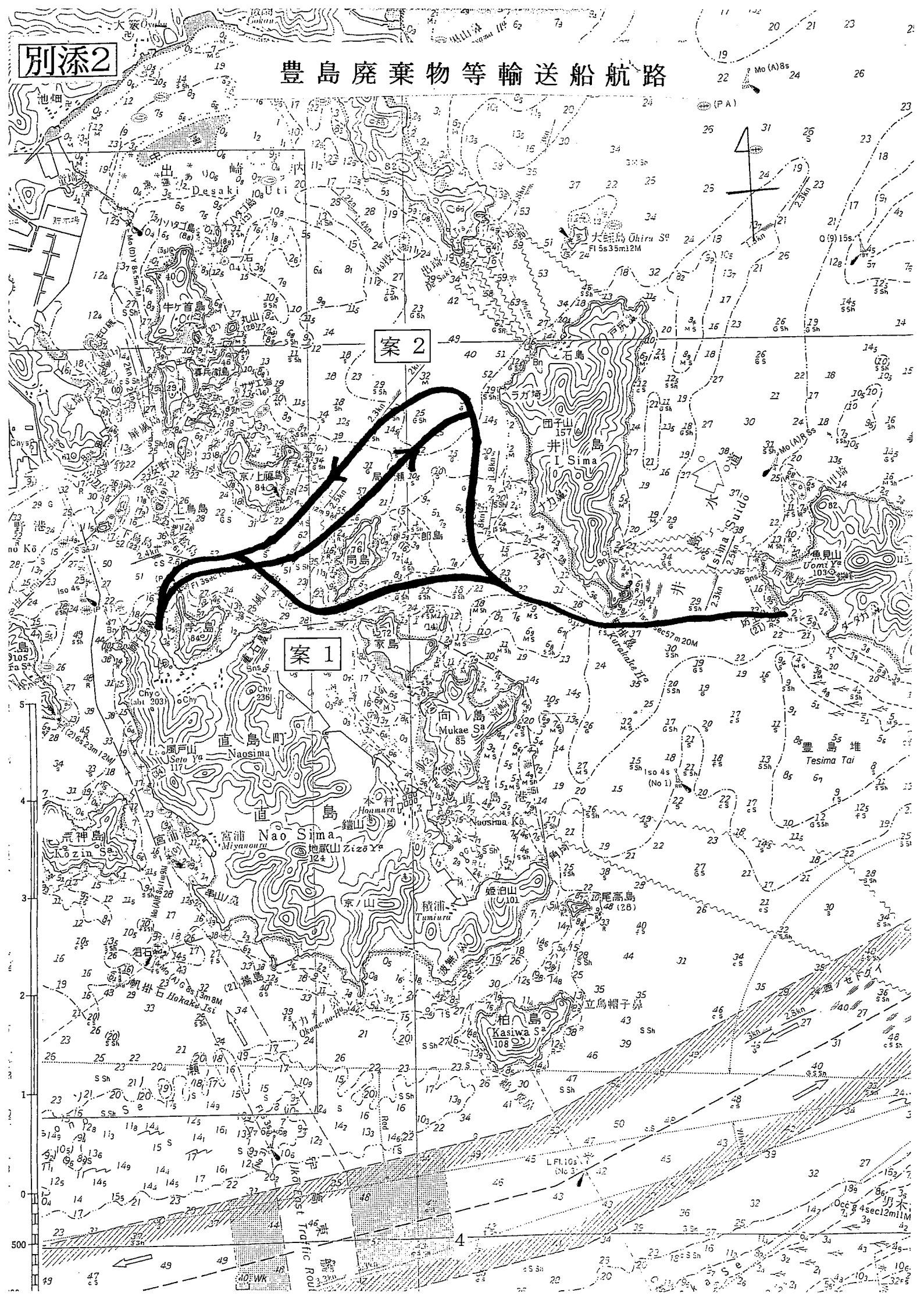
直島町関係者

事務局

(社)瀬戸内海海上安全協会

別添2

豊島廃棄物等輸送船航路



豊島廃棄物等対策事業 中間処理施設建屋部分の詳細設計について

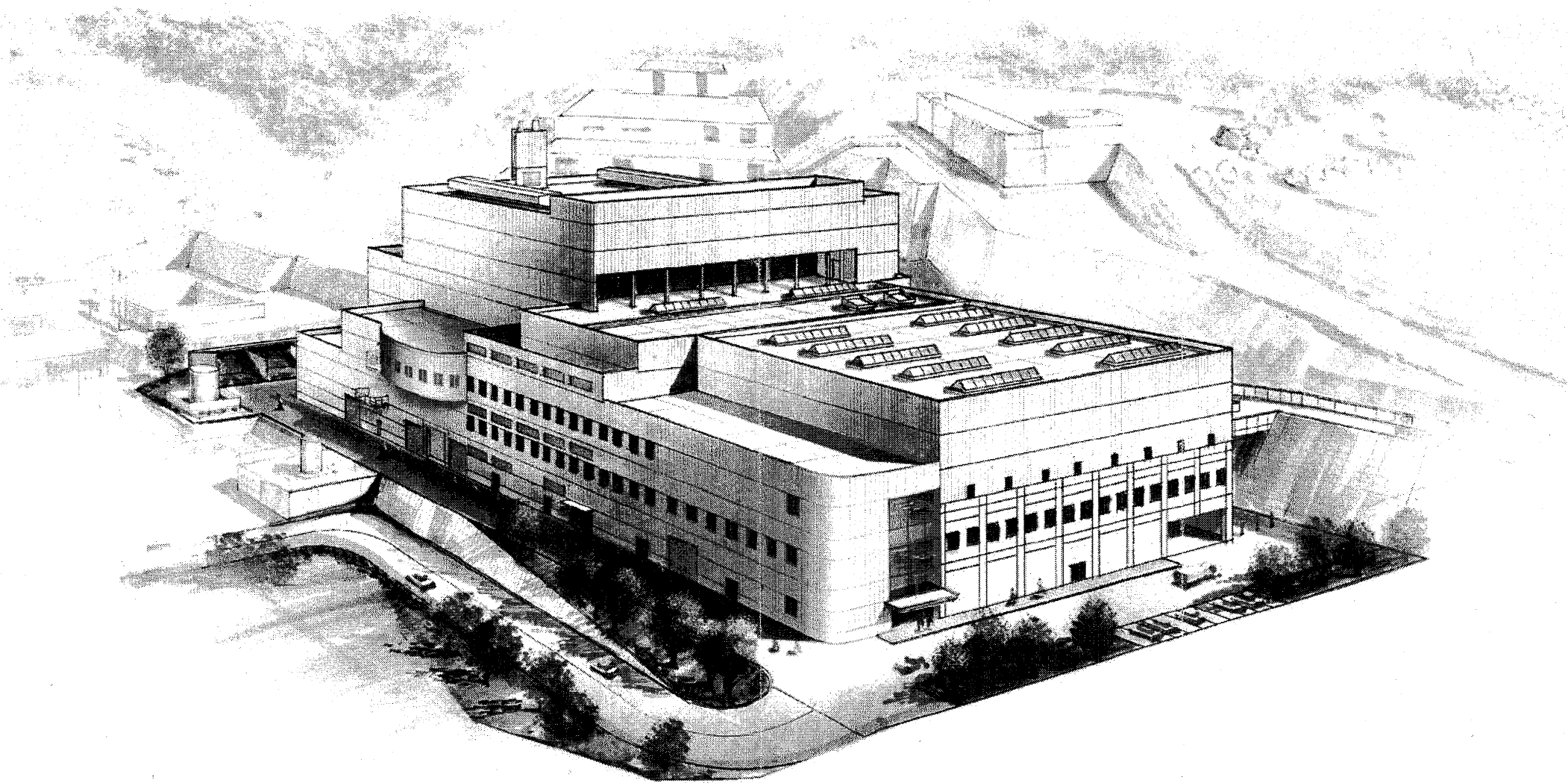
1. 中間処理施設の建屋部分の詳細設計について

中間処理施設の建屋部分として、工場棟(鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造6階建:延床面積15,800m²)及びスラグヤード(鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造平屋建:床面積850m²)については、別添の図面により建築基準法に基づく確認がされている。

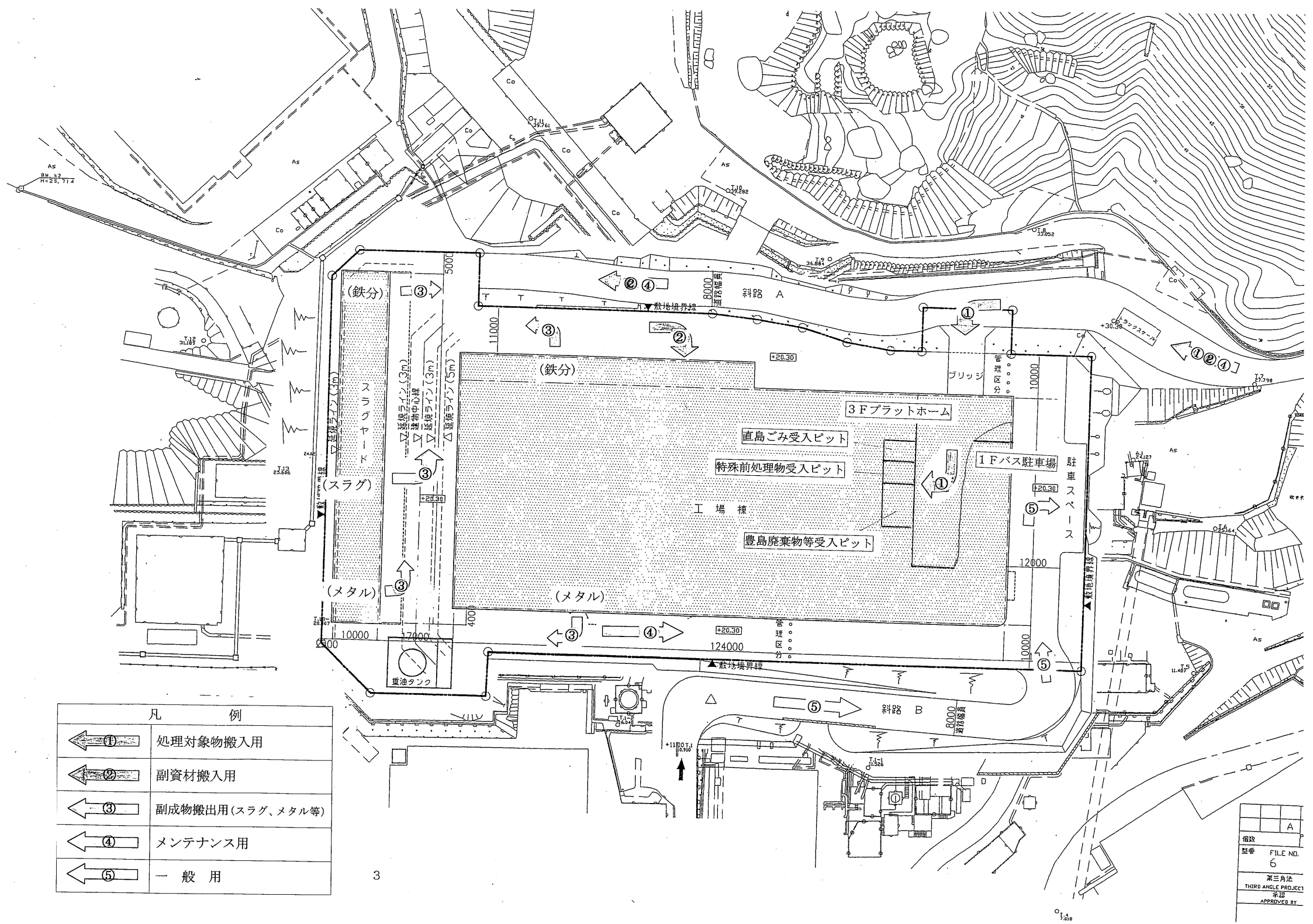
2. 中間処理施設建設に係る手続き

現在、下表のとおり各法規制に関連する必要な許可、届出の手続きを行っている。

法規制	許可、届出内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第8条第1項、第15条第1項)	平成13年5月15日付けで、香川県知事に対して、産業廃棄物焼却施設として産業廃棄物処理施設設置許可申請を、一般廃棄物焼却施設として一般廃棄物処理施設設置許可申請を行っており、同日受理されている。 告示縦覧期間(平成13年6月1日～7月2日)は終了したが、利害関係を有する者からの意見書の提出はなく、8月1日付けで許可されている。
建築基準法(第18条第2項)	平成13年6月5日付けで、計画通知書(建築物)を香川県建築主事に対して提出、7月23日付けで建築基準法に適合する旨の確認がされている。
浄化槽法	平成13年7月13日付けで、浄化槽センターに浄化槽(50人槽、10m ³ /日)の設置届出を提出、同日受理されている。
大気汚染防止法(第6条第1項)	平成13年6月29日付けで、ばい煙発生施設(13廃棄物焼却炉)の設置届出を提出、7月2日付けで受理されている。
ダイキソ類対策特別措置法(第12条第1項)	平成13年6月29日付けで、特定施設(1-5 廃棄物焼却炉、2-4 灰貯留施設)の設置届出を提出、7月2日付けで受理されている。
水質汚濁防止法(第5条第1項)	平成13年5月30日付けで、中部保健所長に対して、特定施設(71の3 一般廃棄物焼却施設)の設置届出を提出、5月30日付けで受理されている。
騒音規制法(第6条第1項)	平成13年6月14日付けで特定施設(2. 空気圧縮機及び送風機)の設置届出を提出、6月18日付けで受理されている。
消防法 直島町火災予防条例	中間処理施設を「一般取扱所」、屋外に設置される重油タンクを「屋外タンク貯蔵所」として消防法に基づく設置許可申請の準備中である。(設置前までに、香川県知事に対して届出予定) また、中間処理施設を「防火対象物(15 その他の事業場)」として直島町火災予防条例に基づく設置届出の準備中である。(設置前までに、直島町長に対して届出予定)
水道法 香川県簡易専用水道設置要綱(第2条)	受水槽(有効容量10m ³ 以上、かつ飲用するもの)を設置することから、簡易専用水道としての届出を準備中である。(工事着手前までに、中部保健所長に対して提出予定)

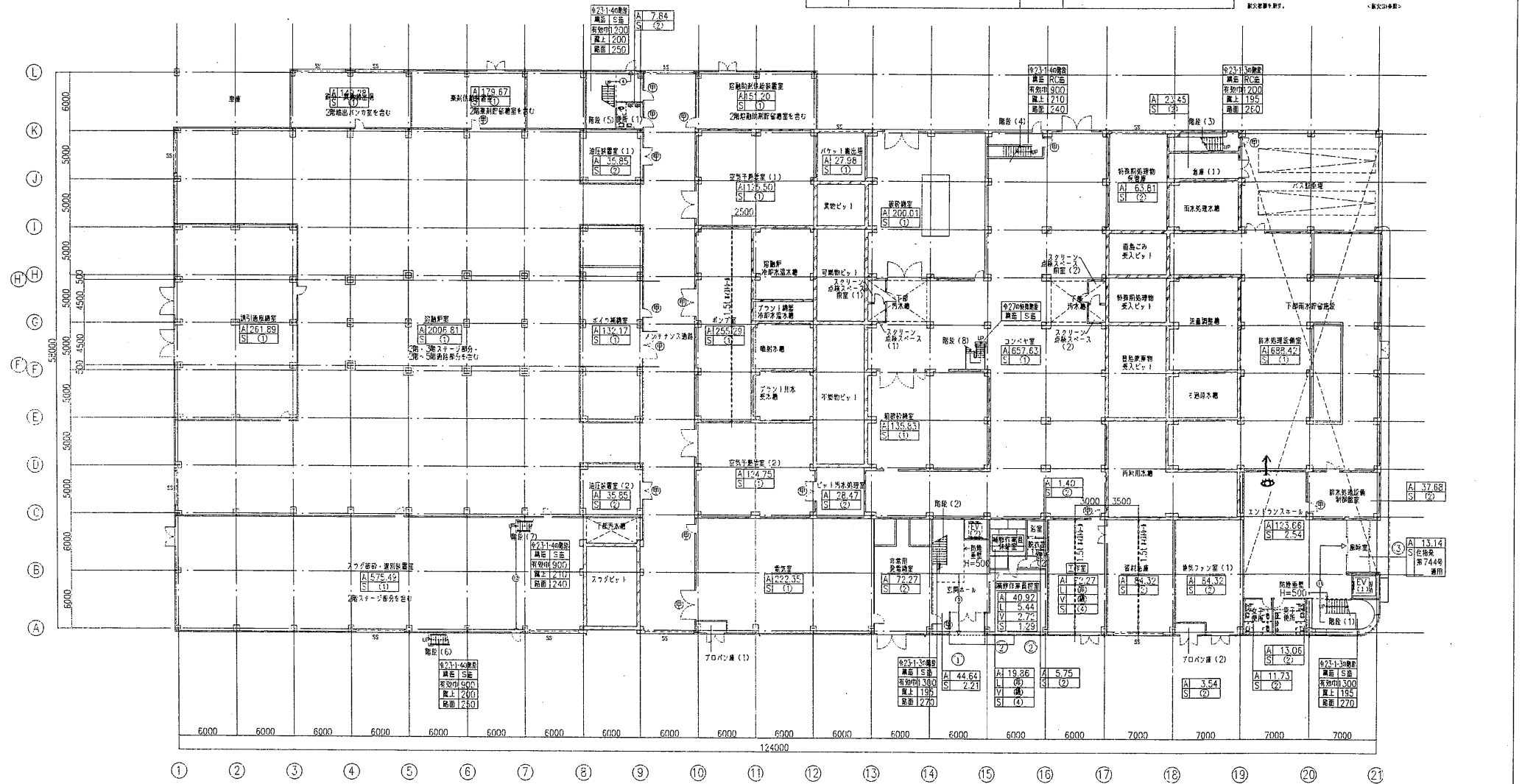


豊島廃棄物等対策事業中間処理施設 パース



凡 例	
← ①	処理対象物搬入用
← ②	副資材搬入用
← ③	副成物搬出用 (スラグ、メタル等)
← ④	メンテナンス用
← ⑤	一般用

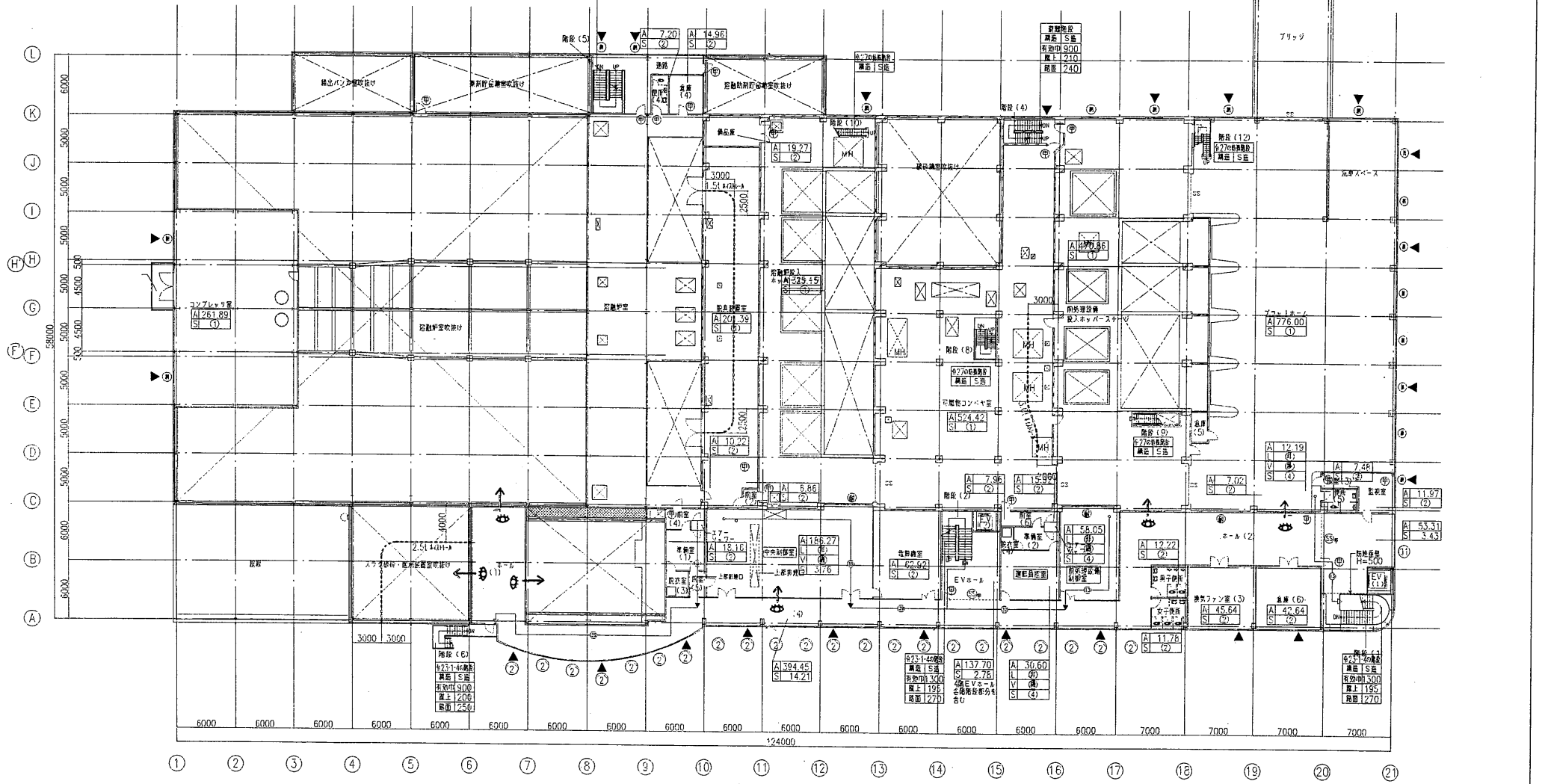
凡 例		記号		尺 寸	
①	居室	①	廊	100	100
A	室面積 (m ²)	②	階段	150	150
L	有効床面積 (m ²)	③	エレベーター	200	200
V	有効床面積 (m ²)	④	トイレ	250	250
S	有効床面積 (m ²)	⑤	洗面	300	300
⑥	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑥	設備	350	350
⑦	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑦	設備	400	400
⑧	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑧	設備	450	450
⑨	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑨	設備	500	500
⑩	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑩	設備	550	550
⑪	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑪	設備	600	600
⑫	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑫	設備	650	650
⑬	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑬	設備	700	700
⑭	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑭	設備	750	750
⑮	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑮	設備	800	800
⑯	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑯	設備	850	850
⑰	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑰	設備	900	900
⑱	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑱	設備	950	950
⑲	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑲	設備	1000	1000
⑳	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	⑳	設備	1050	1050
㉑	①112条 4層以上による機械換気設備の特定区分	㉑	設備	1100	1100



1階平面図 1:200

図名	A 1階	部分名称	11号	11号	棟 号
図号	17	NAME OF PARTS	MATERIAL	(K.G.)	REMARKS
製 表	FILE NO.	製 表	ORDER NO.		
第三角法	日付 DATE	尺 寸	形式 TYPE	納入先 CUSTOMER	原 図
THIRD ANGLE PROJECTION	2015/07/26	1/200	SCALE 1/200	香川 県 殿	竣工
製 表	製 表 者	製 表 日	製 表 所	製 表 機 関	製 表 機 関
APPROVED BY					
図 名		図 名			
1階平面図		1階平面図			
クボタ・西松・金田特定建設工事共同企業体		DWG. NO. 11-A2E0910			

凡 例	記号	説明
①	床	床
②	天井	天井
③	壁	壁
④	柱	柱
⑤	窓	窓
⑥	扉	扉
⑦	階段	階段
⑧	エレベーター	エレベーター
⑨	エレベーター	エレベーター
⑩	エレベーター	エレベーター
⑪	エレベーター	エレベーター
⑫	エレベーター	エレベーター
⑬	エレベーター	エレベーター
⑭	エレベーター	エレベーター
⑮	エレベーター	エレベーター
⑯	エレベーター	エレベーター
⑰	エレベーター	エレベーター
⑱	エレベーター	エレベーター
⑲	エレベーター	エレベーター
⑳	エレベーター	エレベーター
㉑	エレベーター	エレベーター

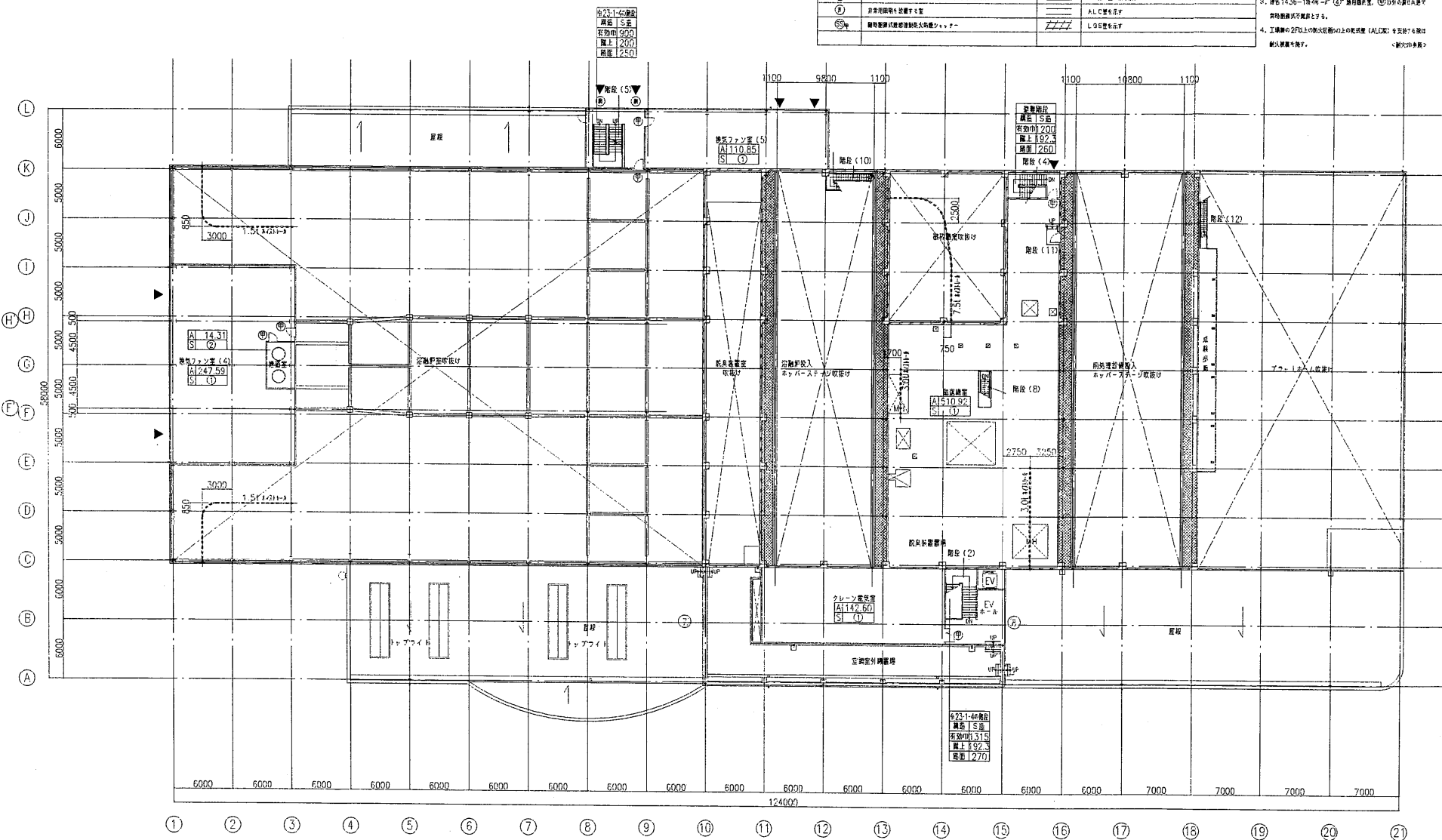


3階平面図
 延床面積 3925㎡
 構造部分面積 2916㎡

図号	A	部名	部品名称	材料	仕上	備考
FILE NO.	19	NAME OF PARTS	MATERIAL (K/P)			REMARKS
製作者	FILE NO.	製作者	FIGURE NO.			
承認者	DATE	承認者	DATE			
作成者	DATE	作成者	DATE			
校核者	DATE	校核者	DATE			
承認者	DATE	承認者	DATE			
図名	3階平面図					
図号	DWG NO. 11-A-281XXX					

見学可能な場所

凡例		記号		単位	
①	規定を名	①	材料種別	mm	mm
A	面積 (m ²)	②	材料種別	mm	mm
L	有効断面積 (m ²)	③	材料種別	mm	mm
V	有効断面積 (m ²)	④	材料種別	mm	mm
S	有効断面積 (m ²)	⑤	材料種別	mm	mm
⑥	有効断面積 (m ²)	⑥	材料種別	mm	mm
⑦	有効断面積 (m ²)	⑦	材料種別	mm	mm
⑧	有効断面積 (m ²)	⑧	材料種別	mm	mm
⑨	有効断面積 (m ²)	⑨	材料種別	mm	mm
⑩	有効断面積 (m ²)	⑩	材料種別	mm	mm

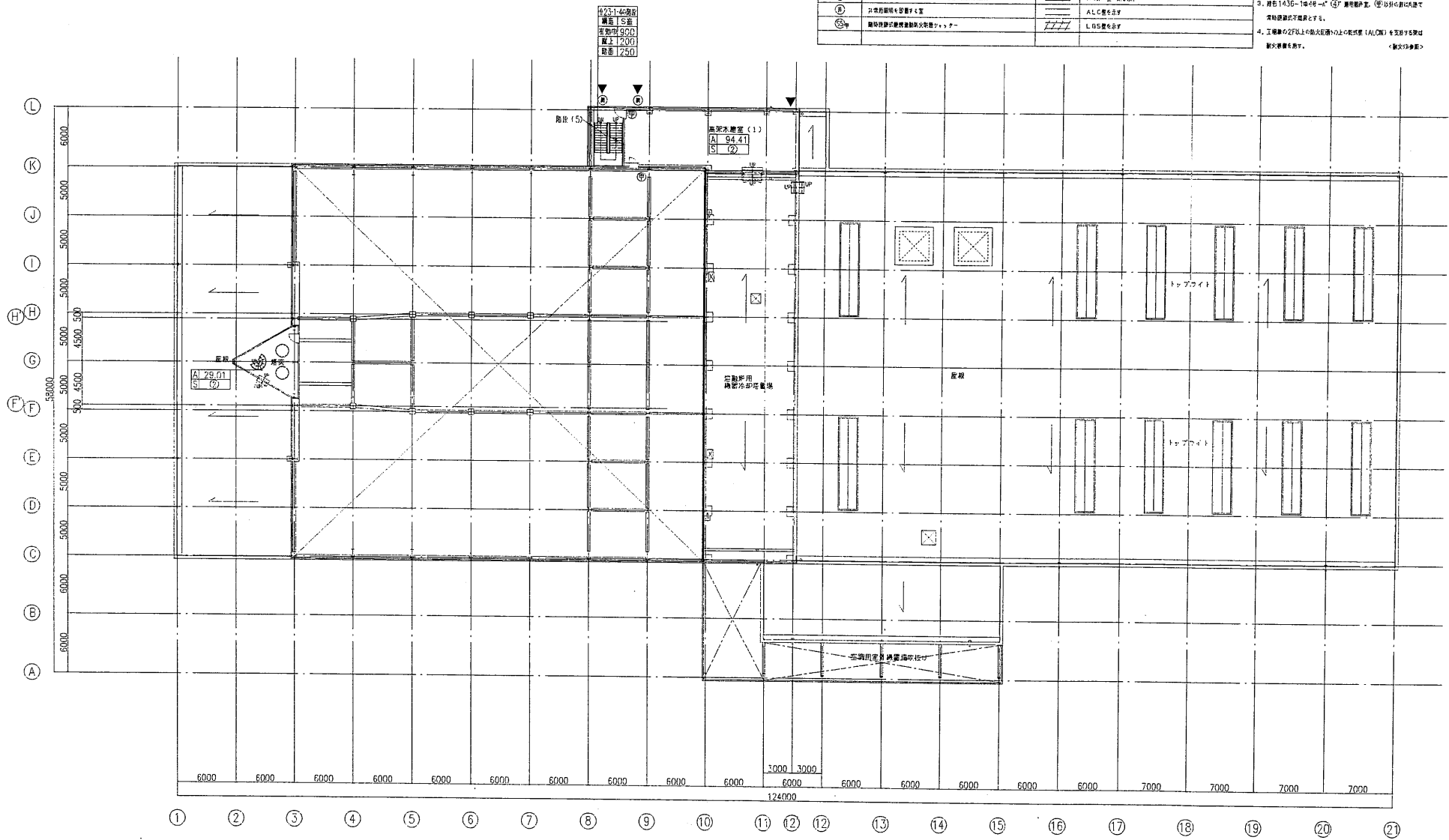


4階平面図

FILE NO.	DATE	SCALE	TYPE	CUSTOMER	REMARKS
20				香川県院	規模
香川県院 4階平面図 11-A281XXX					

凡 例		注 記	
①	図面名称	①	調度等による変更
A	延焼床 (m ²)	①③④	H128 柱間 1435mm 間4号-Aの①③④による調度等による変更
L	可燃物気流床 (m ²)	▽	H128 柱間 96.1mm による可燃物気流床の開口部
V	可燃物気流床 (m ²)	①~④	自然採光・換気・防炎による開口部 (柱間等を除く)
S	可燃物気流床 (m ²)	←→	調度等による開口部 (柱間等を除く) < m ² >
⑤	H128 14号 1号による可燃物気流床の指定防火設備	←→	調度等による開口部 (柱間等を除く) < m ² >
⑥	H128 14号 1号による可燃物気流床の指定防火設備	←→	H128 3号による防火設備
⑦	可燃物気流床に換気扇による防火設備 (換気ファン 6.8mm 厚)	←→	H128 4号による防火設備 (換気扇)
⑧	耐火強化ガラス (1=8 mm) 入り調度指定防火設備	←→	Rの引・置・取も必ず
⑨	2号調度指定防火設備	←→	A.L.C 壁も必ず
⑩	調度指定防火設備指定防火設備	←→	L.G.S 壁も必ず

- 注 記
1. 建設費はH128の2階1階はH128の3階より調度等
 2. 柱間1435-1435の換気扇の換気量はH128の換気扇
 3. 柱間1435-1435の換気扇の換気量はH128の換気扇
 4. 工場の2階以上の防火設備はA.L.C壁も必ず指定防火設備も必ず。



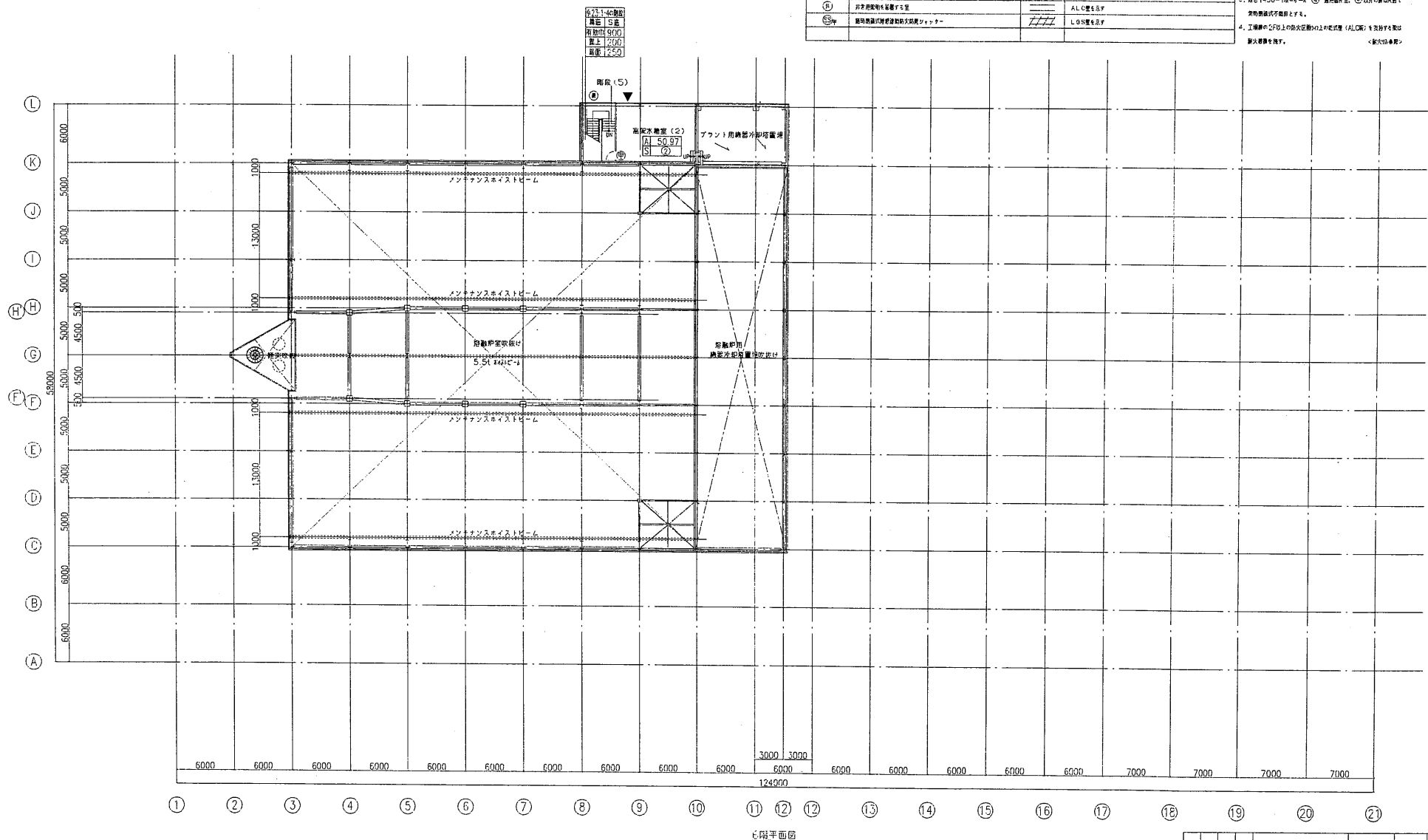
5階平面図

品名	A	品番	納入名称	材質	仕上り	備 考
部材	品番	PART NO.	NAME OF PARTS	MATERIAL	(K.O.)	REMARKS
数量	FILE NO.	21	数量	ORDER NO.		
発注者	日付	DATE	尺数	形式	TYPE	納入先
承認者	承認	APPROVED BY	承認	SCALE	1/50	顧客
						番 川 県 際
						焼 供
						図 名
						5階平面図
						図 番
						11-A281XXX

凡 例		尺 寸	
①	指定寸法	①	鋼筋断面寸法
A	床面積 (m ²)	①②③	H129規格143081番4号-A6①②③④による鋼筋表による
L	有効床面積 (m ²)	▽	今12区画の6.1階2階に3.4階床面積を記入した際の床面積
V	有効床面積 (m ²)	① ~ ⑤	自然採光・換気・採光に欠ける開口部 (換気床等)
S	有効床面積 (m ²)	① ~ ⑤	避難経路及び歩行距離を示す (注: 丁種建物の場合) < m ² >
④	今11区画1481号による特別防煙区画の指定防火区画	←④→	避難経路及び歩行距離の内、避難距離を示す < m>
⑤	今11区画1481号による特別防煙区画の指定防火区画	←⑤→	今11区画3階以上の防火区画
⑥	燃焼物の燃焼に際する熱中による防火区画 (耐火構造6.8mmの壁)	▭	今11区画3階以上の防火区画避難経路
⑦	耐火構造6.8mm (t=6mm) 入り鋼筋指定防火区画	▭	RCR・壁・梁を示す
⑧	防火区画物も設置する壁	▭	ALC壁を示す
⑨	耐火構造指定避難経路防火区画	▭	LOS壁を示す

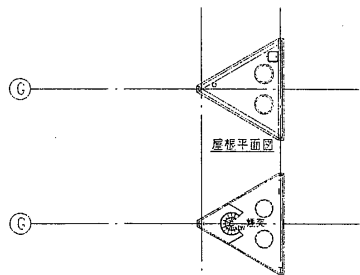
尺 寸		尺 寸	
①	指定寸法	①	鋼筋断面寸法
A	床面積 (m ²)	①②③	H129規格143081番4号-A6①②③④による鋼筋表による
L	有効床面積 (m ²)	▽	今12区画の6.1階2階に3.4階床面積を記入した際の床面積
V	有効床面積 (m ²)	① ~ ⑤	自然採光・換気・採光に欠ける開口部 (換気床等)
S	有効床面積 (m ²)	① ~ ⑤	避難経路及び歩行距離を示す (注: 丁種建物の場合) < m ² >
④	今11区画1481号による特別防煙区画の指定防火区画	←④→	避難経路及び歩行距離の内、避難距離を示す < m>
⑤	今11区画1481号による特別防煙区画の指定防火区画	←⑤→	今11区画3階以上の防火区画
⑥	燃焼物の燃焼に際する熱中による防火区画 (耐火構造6.8mmの壁)	▭	今11区画3階以上の防火区画避難経路
⑦	耐火構造6.8mm (t=6mm) 入り鋼筋指定防火区画	▭	RCR・壁・梁を示す
⑧	防火区画物も設置する壁	▭	ALC壁を示す
⑨	耐火構造指定避難経路防火区画	▭	LOS壁を示す

- 注記)
1. 階段等は今12区画の2階1階に於ける3階より避難経路
 2. 避難経路の確保に必要と認められる場合はFL+1200mmとする
 3. 規格1436-11849-A① 鋼筋仕様、②以外の鋼筋は適宜の鋼筋仕様とする
 4. 工務部の2階上の防火区画の2階の形式 (ALC等) も支持する壁は耐火構造とする。
- <耐火構造等>



6階平面図

品番	A	品番	部品名称	材質	仕上数量	備 考
品名	FILE NO.	22	22			
製図者	DATE	作成	図面	形式	TYPIC	納入先
校核者	CHECKED BY	検査	検査	検査	検査	CUSTOMER
承認者	APPROVED BY	承認	承認	承認	承認	備 考
			品名	6階平面図		
			図番	DWG NO. 11-A281XXX		



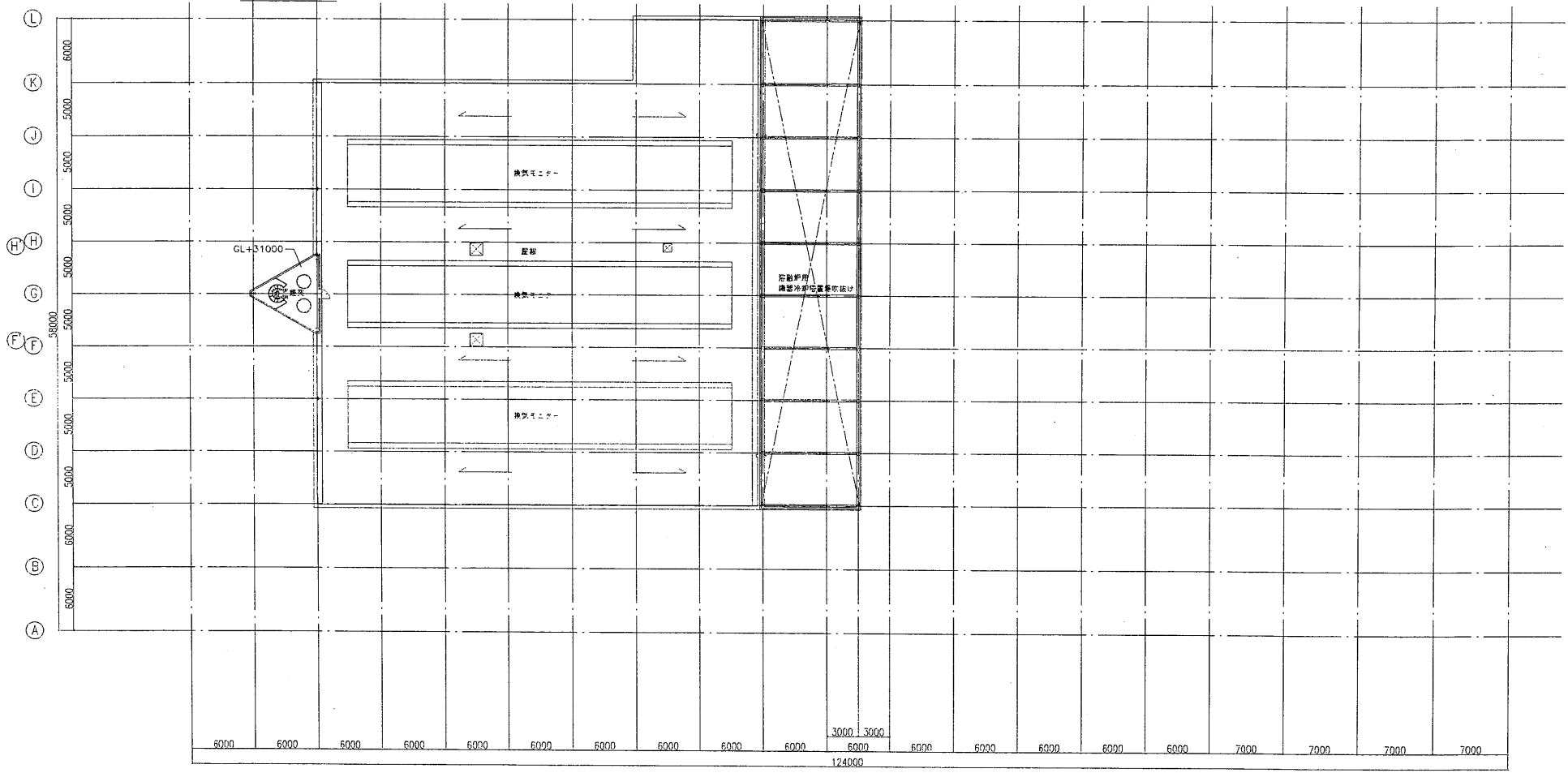
屋根平面図

凡例	記号	説明
(A)	実積 (m ²)	建ぺい率15%以下、高さ10m以下
(L)	有効床面積 (m ²)	126㎡以下、1階2階の開口部を除く
(V)	有効床面積 (m ²)	126㎡以下、1階2階の開口部を除く
(S)	有効床面積 (m ²)	126㎡以下、1階2階の開口部を除く
(1)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(2)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(3)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(4)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(5)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(6)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(7)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(8)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(9)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(10)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(11)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(12)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(13)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(14)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(15)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(16)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(17)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(18)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(19)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(20)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分
(21)	112区画1階1号による防火区画の区分	防火区画の区分

訂正	訂正理由	訂正内容
△		
△		
△		

注記

1. 防火区画の区分は126㎡以下とし、高さ10m以下とする。
2. 防火区画の区分は126㎡以下とし、高さ10m以下とする。
3. 建ぺい率15%以下、高さ10m以下とする。
4. 防火区画の区分は126㎡以下とし、高さ10m以下とする。

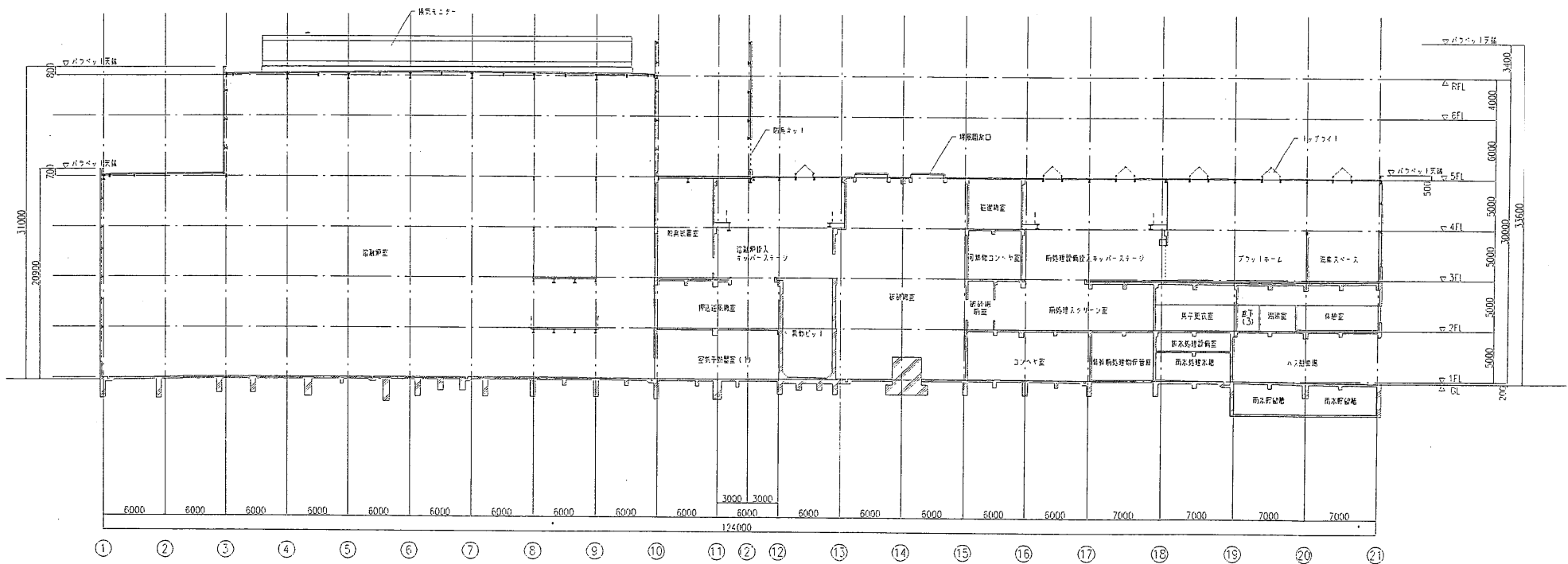


1階平面図

訂正	訂正理由	訂正内容
△		
△		
△		

FILE NO.	DATE	TYPE	CUSTOMER	所属
23			香川 俊 隆	環境
11-A281XXX				

名称	図面	図名	図番	図種	図尺	図日	図時	図所	図者	図検
△		断面		△		2000				
△		断面		△		2000				



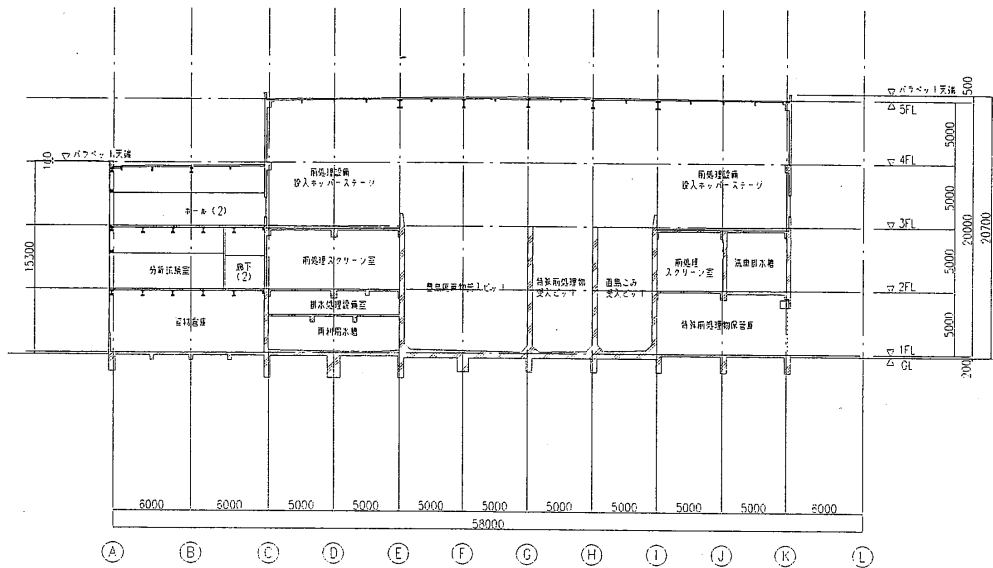
1-1 通り 断面図 1:200

図名	図番	図種	図尺	図日	図時	図所	図者	図検
断面		△		2000				
断面		△		2000				

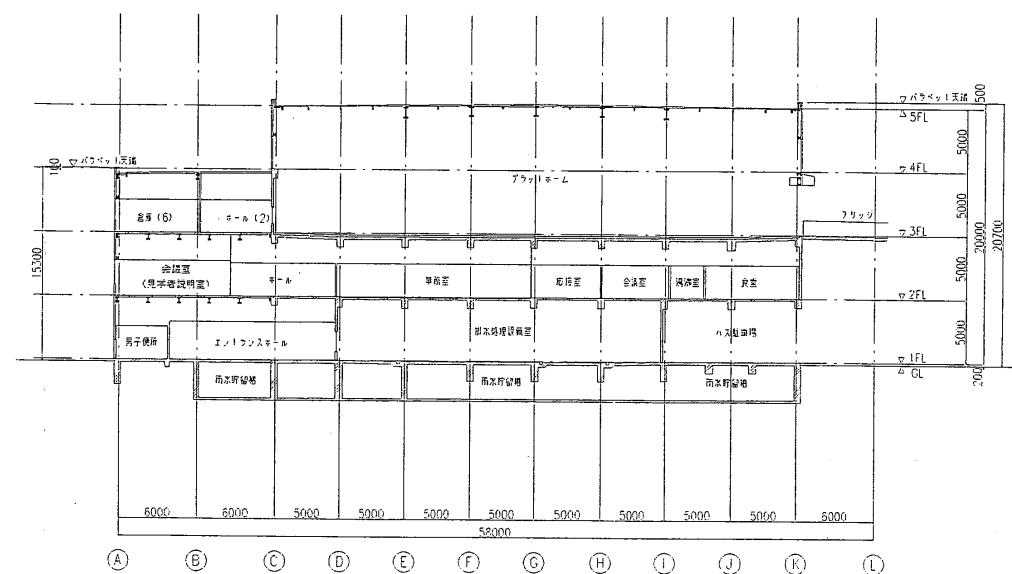
図名	図番	図種	図尺	図日	図時	図所	図者	図検
断面		△		2000				
断面		△		2000				

図名	図番	図種	図尺	図日	図時	図所	図者	図検
断面		△		2000				
断面		△		2000				

図号	図名	日付	設計	校閲	承認	図寸	縮尺	備考
△								
△								



17-18階リ断面図 1:200



19-20階リ断面図 1:200

図号	図名	日付	設計	校閲	承認	図寸	縮尺	備考
△								
△								

項目	内容	項目	内容
図名	断面図	図寸	1:200
縮尺	1:200	図号	11-A281XXX
設計者	香川 崇 毅	校閲者	
承認者		図名	断面図 2の7
図名	断面図 2の7	図号	11-A281XXX
設計者	香川 崇 毅	校閲者	
承認者		図名	断面図 2の7
図名	断面図 2の7	図号	11-A281XXX
設計者	香川 崇 毅	校閲者	
承認者		図名	断面図 2の7
図名	断面図 2の7	図号	11-A281XXX

中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設の設計について

1. 基本設計について

(1)見学者説明スペース

基本設計の平面計画案につきましては6月8日の第5回技術委員会において審査をいただいた。審査の際に要望のあった見学者説明室については会議室と兼用とし約40人収容可能(約80㎡)な室を設けた。それに伴い受変電設備を屋外キュービクル型とし電気室を縮小した。またエレベーター、車いす使用者用便房を設置した。2階に増加した諸室の取合いによりクレーン操作室の形状を変更した。(図5)

(2) その他

消火ポンプ室を1階階段踊り場下部に設置しスペースの有効利用をはかった。また特殊前処理室内にあった休憩室等を外壁部に移動し窓を設置した。これにより自然採光の利用による省エネルギーや居住性の向上がはかれると共に、外部掘削作業者と内部作業者が動線を変えることなくエアシャワー室に直接入れることとなった。(図4)

(3) 面積

建設コスト面よりY1-Y2間のスパンを1.5mほど小さくした。これによる性能機能上の低下はない。延べ床面積で約3100㎡となった。(図4)

(4) 外観

外観図を(図1)で示す。

2. 詳細設計について

基本設計を終え主要な部分の詳細設計が完了した。(図3~8)

(1)受変電設備(屋外キュービクル)

高度排水処理施設の電気容量も含んだキュービクルを屋外に設置する(図2)

(2)受水槽

当施設で使用する水については上水、高度排水処理施設よりの中水、雨水の3系統を検討している。受水槽は高度排水処理施設と兼用とし屋外に設置する。(図2)

(3)その他

メンテナンス上、集塵設備室にマシンハッチを設けた。(図5)それにより搬入用扉は取り止めとした。2階管理部門 見学者部門が靴についた土、産廃物等で汚れないよう玄関に下足箱を設け2階は上足とする。これにより清掃のコスト等が削減されることが考えられる。(図4)

中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設 外観図

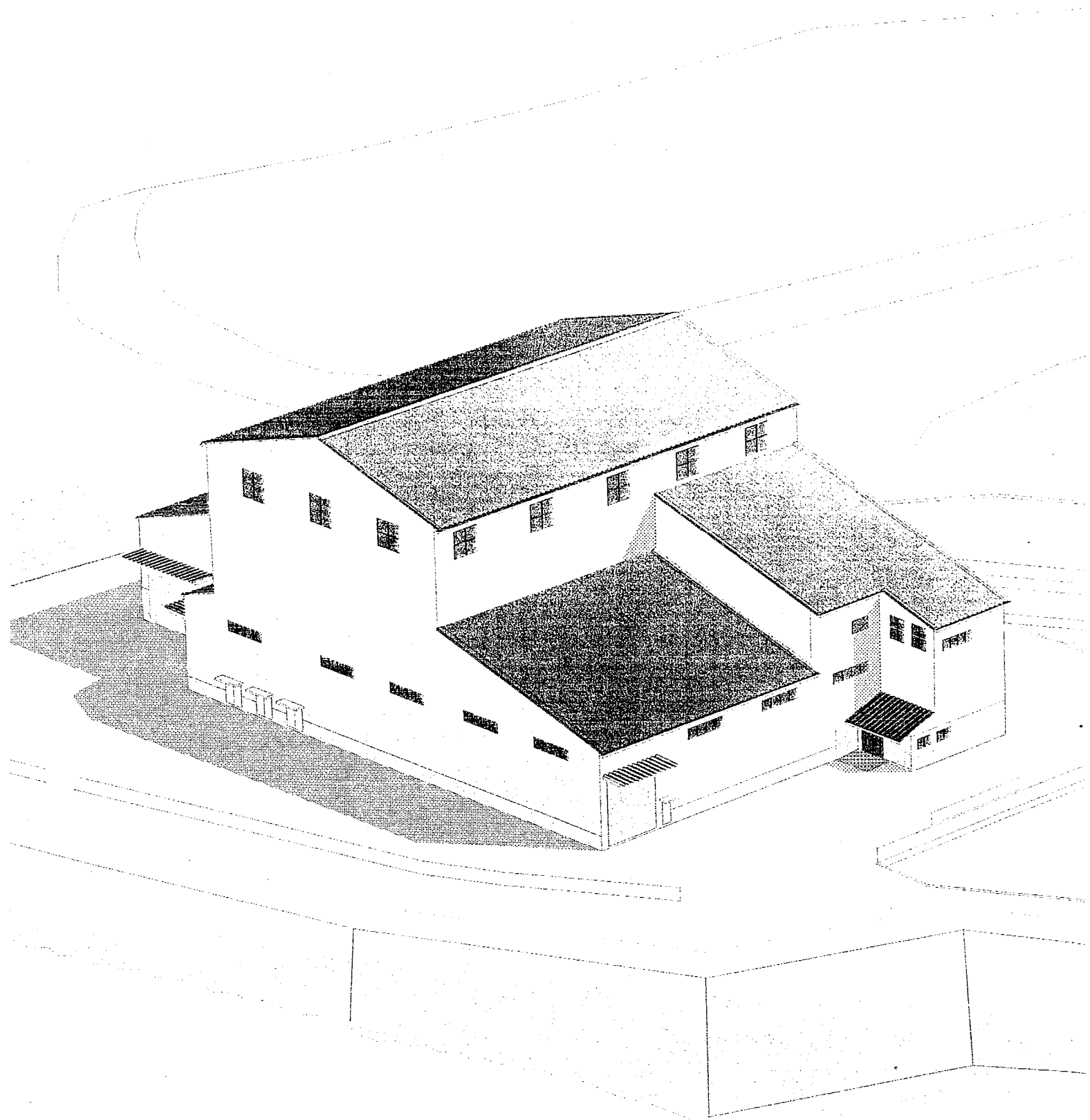
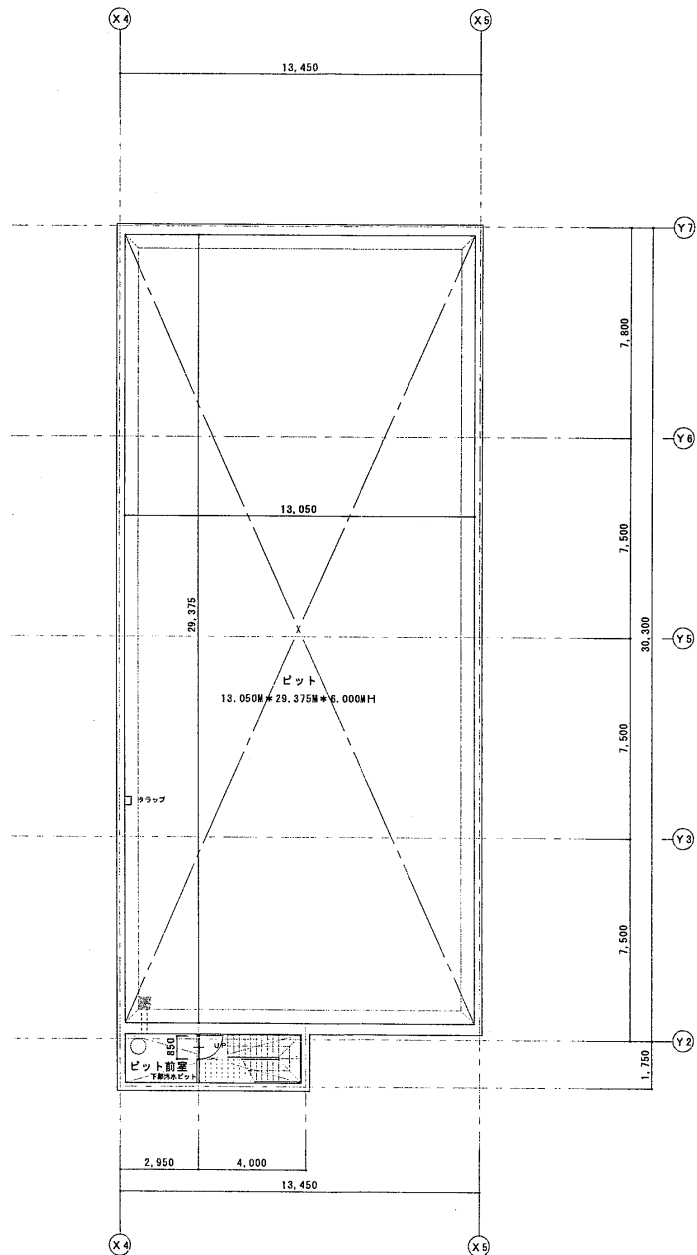
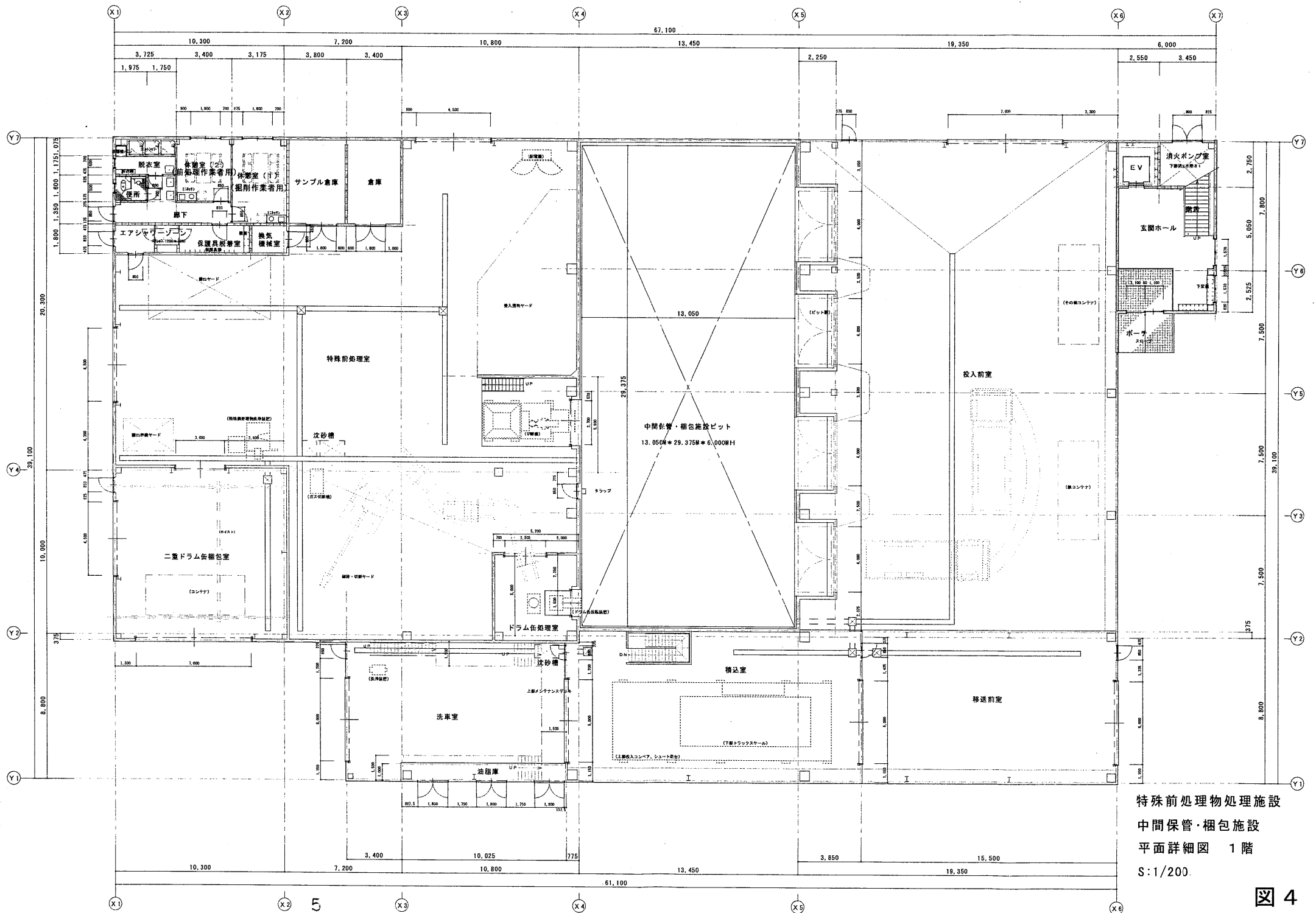




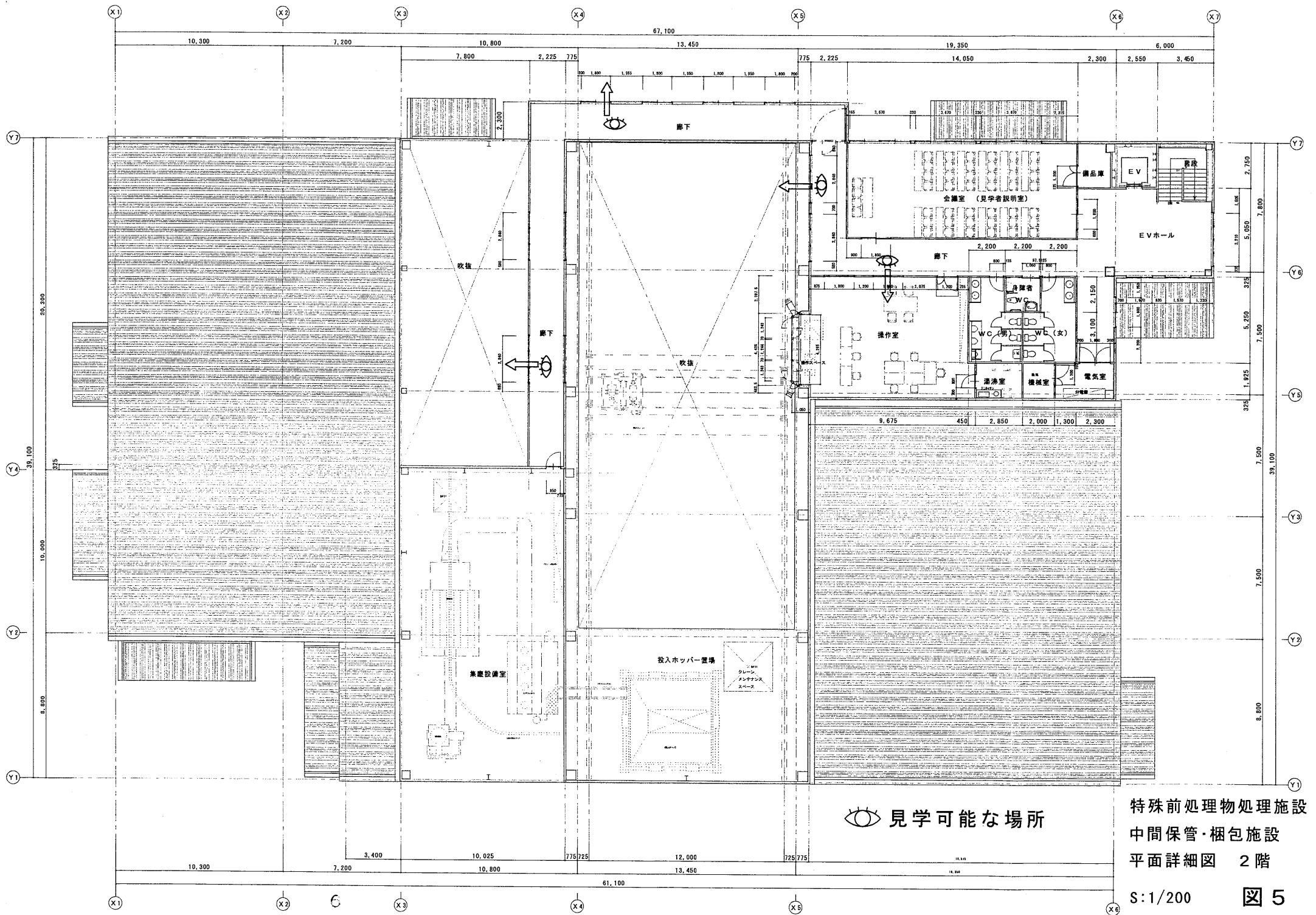
图 2



特殊前処理物処理施設
 中間保管・梱包施設
 平面詳細図 B1階
 S:1/200



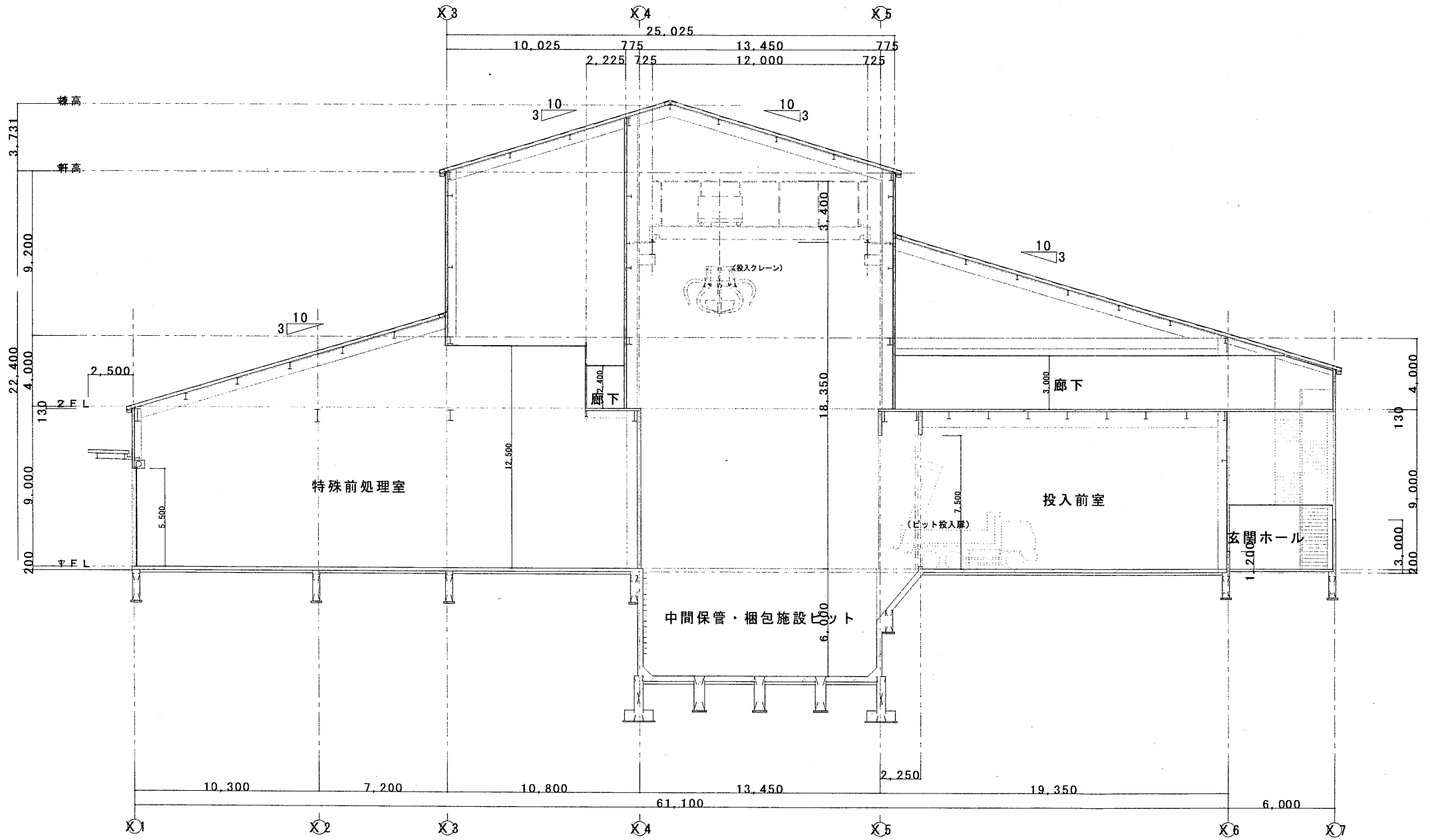
特殊前処理物処理施設
 中間保管・梱包施設
 平面詳細図 1階
 S:1/200.



👁️ 見学可能な場所

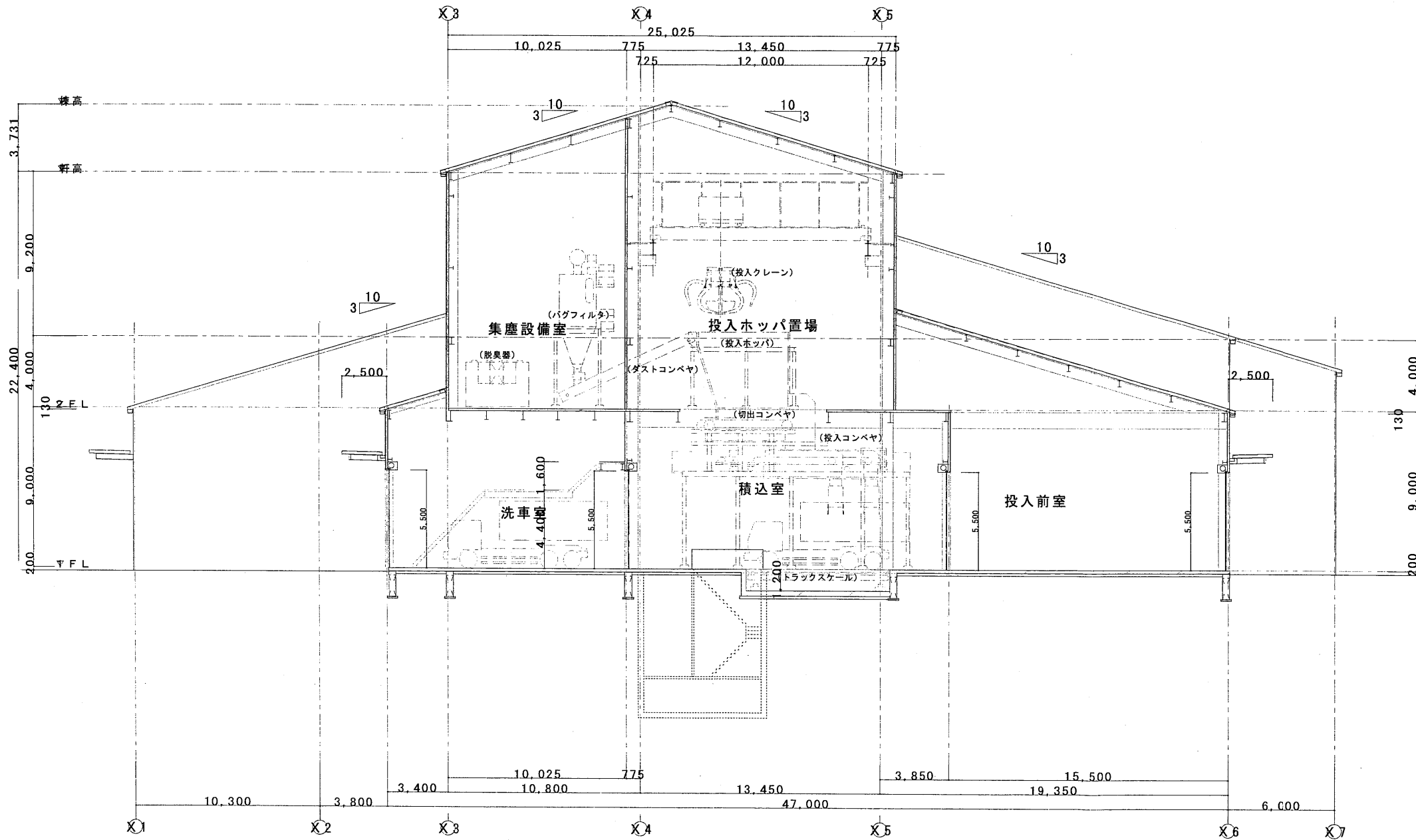
特殊前処理物処理施設
 中間保管・梱包施設
 平面詳細図 2階

S:1/200 図 5



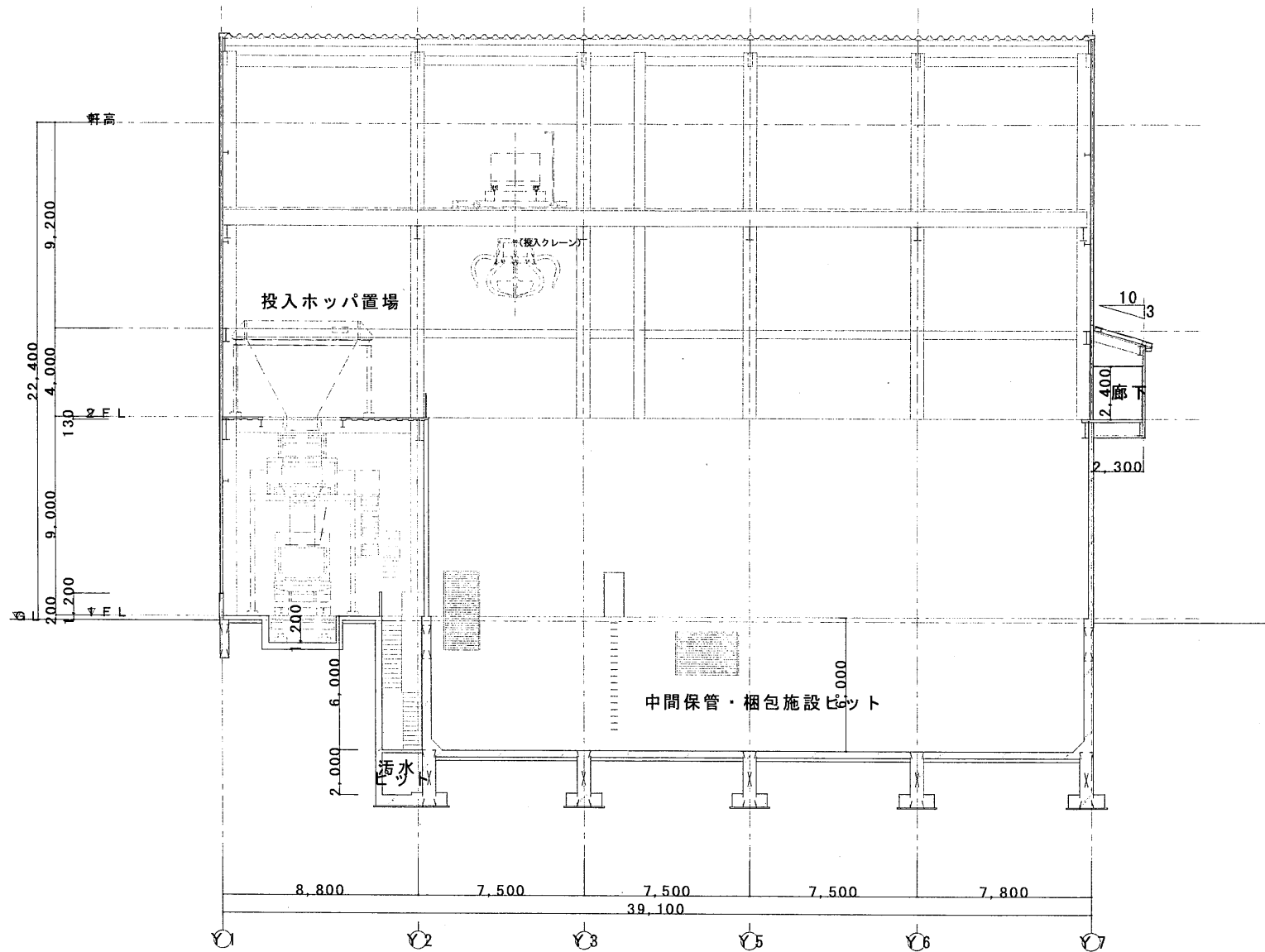
S: 1/200

図 6



S:1/200

図 7



S:1/200

図 8

廃棄物等の陸上輸送業務について

1. 海上輸送について

豊島廃棄物等の豊島・直島間の輸送については、第3次技術検討委員会で検討をいただき、廃棄物等の飛散及び漏洩防止に配慮し、コンテナに充填して運搬することとなった。

平成12年9月20日に技術委員会の指導の下に、総合物流企業及び当該海域を熟知している地元企業等を対象にヒアリングを実施するなどして、運搬船、運搬車両、荷役機械等に関する情報を収集したところ、運搬船としては、リフトオン/リフトオフ船、ロールオン/ロールオフ船及び砂利船の3種類の提案がなされた。

平成13年3月の第4回技術委員会において、直島側での仮棧橋候補地が風戸港内の船舶の通航の関係から海側への張り出しが制限されるという制約条件を踏まえ、船種(荷役方式)を比較検討した結果、ロールオン/ロールオフ船が選択された。また、運搬船の全長や作業効率等を総合的に検討した結果、1日2往復の運航計画となった。

平成13年7月の第2回航行安全対策検討委員会においては、運搬船の船体諸元、各種設備、操船性能について検討がなされた。

2. 陸上輸送について

陸上輸送については、第1回及び第2回航行安全対策検討委員会において、上記海上輸送方式を基にして、下記の案1の方式により検討がなされてきたところであるが、第2回航行安全対策検討委員会において、航路案が2案提案され、運航距離が延長した案も提示されたこともあり、陸上輸送方法についても、輸送の効率性及び安全性を更に検討する必要が生じた。

このため、コンテナダンプトラックを増加し、コンテナ積替基地での輸送効率を最大化する方式と考えられる案2との比較検討を中心に、輸送業者から情報収集を行い、最適な輸送方式を検討することとする。

なお、この検討結果については、次回の航行安全対策検討委員会及び技術委員会に報告し、審議いただくこととしたい。

案 1

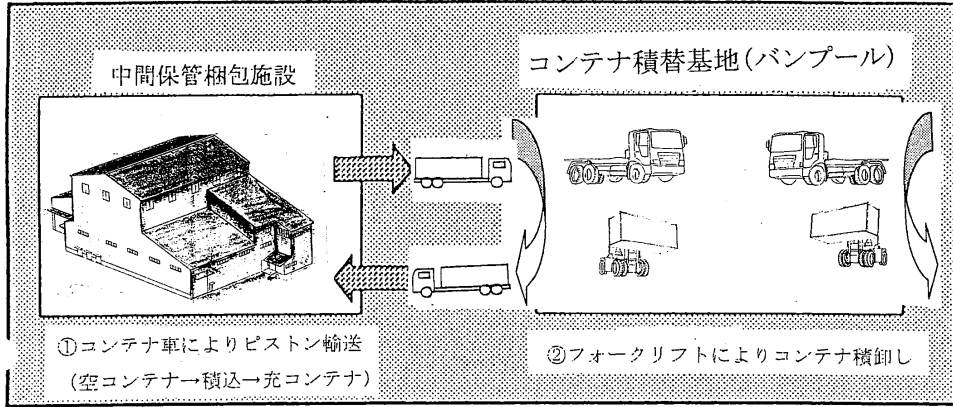
- ①中間保管・梱包施設において廃棄物等を充填したコンテナを3台のコンテナ車でコンテナ積替基地(バンプール)までピストン輸送を行う。
- ②コンテナ積替基地(バンプール)において、20トンフォークリフトでコンテナ荷役を行う。
- ③コンテナ積替基地(バンプール)において、豊島廃棄物等を充填したコンテナを搭載した18台のコンテナダンプトラックが仮棧橋(豊島側)から運搬船に乗船し、直島へ航行する。
- ④仮棧橋(直島側)から降りた18台のコンテナダンプトラックが中間処理施設の廃棄物受入ピットへダンプングにより廃棄物等を投入する。
- ⑤空コンテナを搭載した18台のコンテナダンプトラックが仮棧橋(直島側)から運搬船に乗船し、豊島へ航行する。

- ⑥仮棧橋(豊島側)から降りた18台のコンテナダンプトラックはコンテナ積替基地(バンプール)において、空コンテナを降ろし、廃棄物等を充填したコンテナを搭載する。

案 2

- ①中間保管・梱包施設において、コンテナを搭載した18台(12台)のコンテナダンプトラックに廃棄物等を充填する。
- ②18台(12台)のコンテナダンプトラックがコンテナ積替基地(バンプール)へ走行し、待機する。
- ③仮棧橋(豊島側)から降りた18台のコンテナダンプトラック(空コンテナを搭載)がコンテナ積替基地(バンプール)へ走行し、待機していた廃棄物等を充填した18台(12台)のコンテナダンプトラックが入れ替わりに、運搬船に乗船する。
(12台のコンテナダンプトラックの場合は、仮棧橋(豊島側)から降りた18台のコンテナダンプトラックのうち6台のダンプトラックは中間保管・梱包施設に走行し、空コンテナに廃棄物等を充填し、折り返し運搬船に乗船する。)
- ④コンテナ積替基地(バンプール)に残った18台(12台)のコンテナダンプトラックは中間保管・梱包施設において廃棄物等を充填する。
- ⑤直島側での動きは案1と同じ

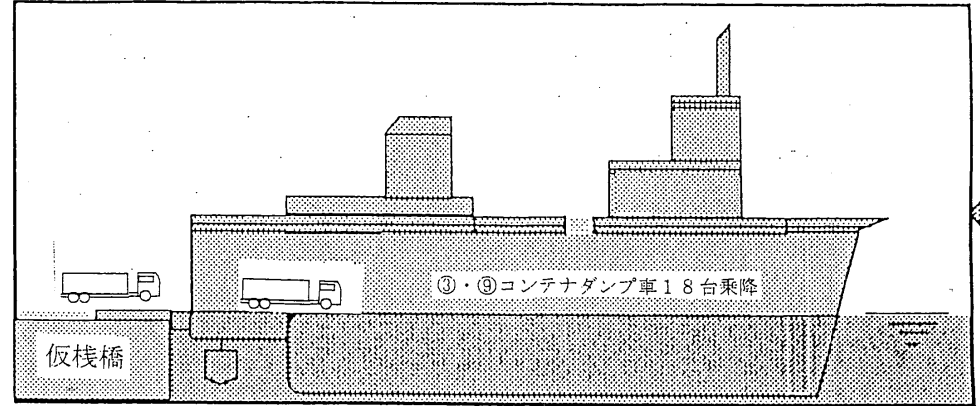
豊島



①積込作業

②積替作業

豊島仮棧橋



降 船

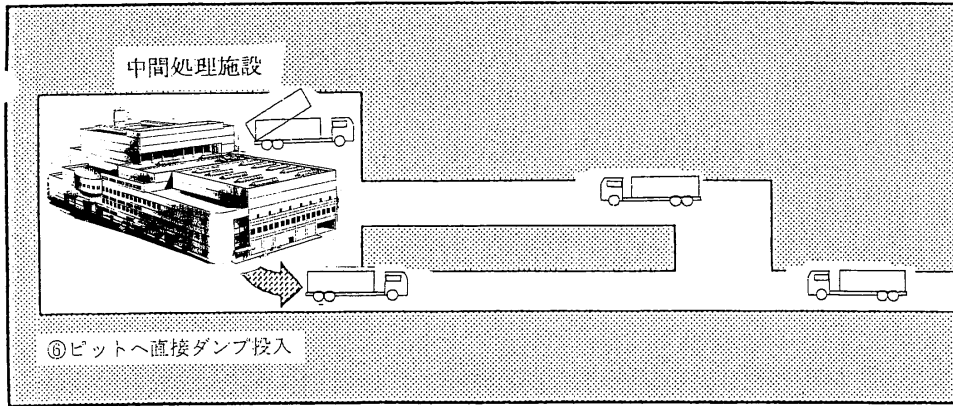
④ サイドランプウェイ開・接岸

④航行

乗 船

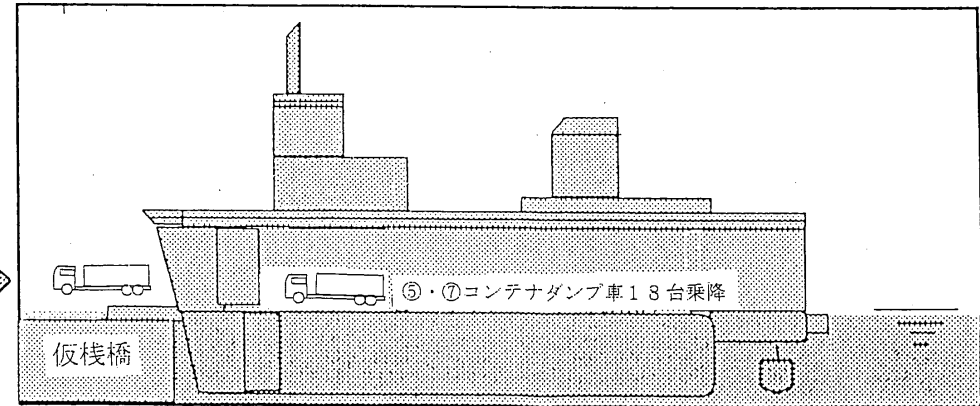
③ サイドランプウェイ閉・離岸

直島



⑥投入作業

直島仮棧橋



降 船

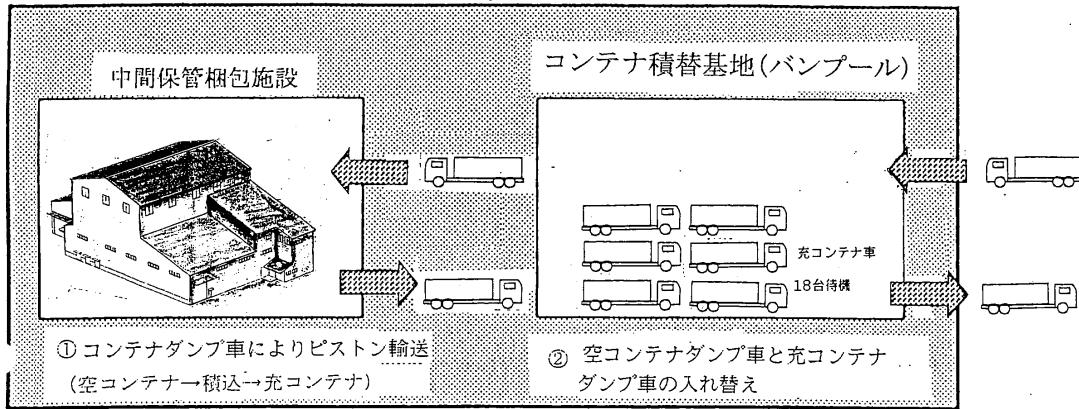
⑤ サイドランプウェイ開・接岸

⑧航行

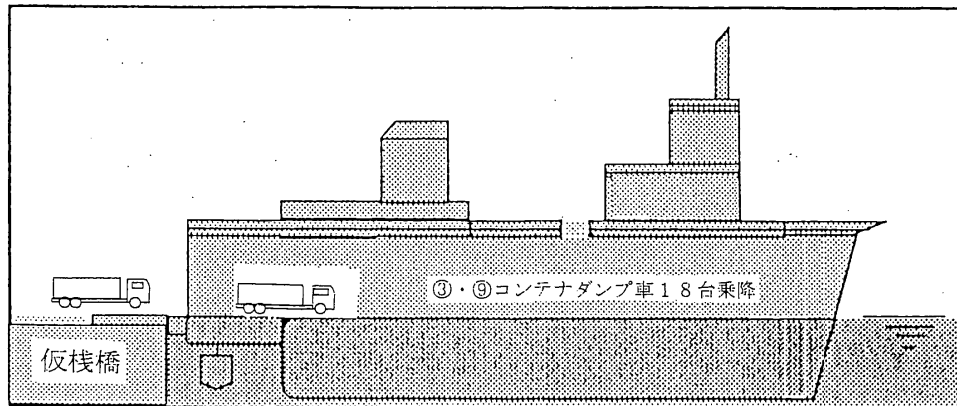
乗 船

⑦ サイドランプウェイ閉・離岸

豊島



豊島仮棧橋



①積込作業

②積替作業

降 船

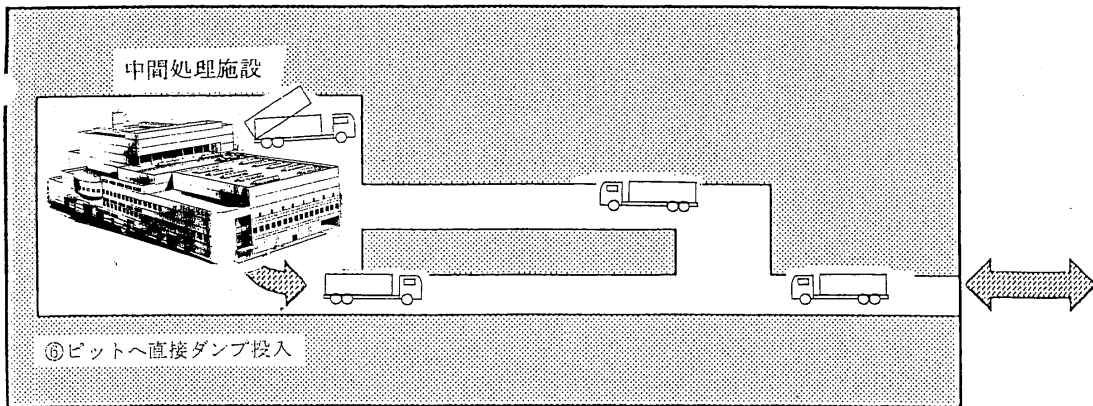
④ サイドランプウェイ開・接岸

④航行

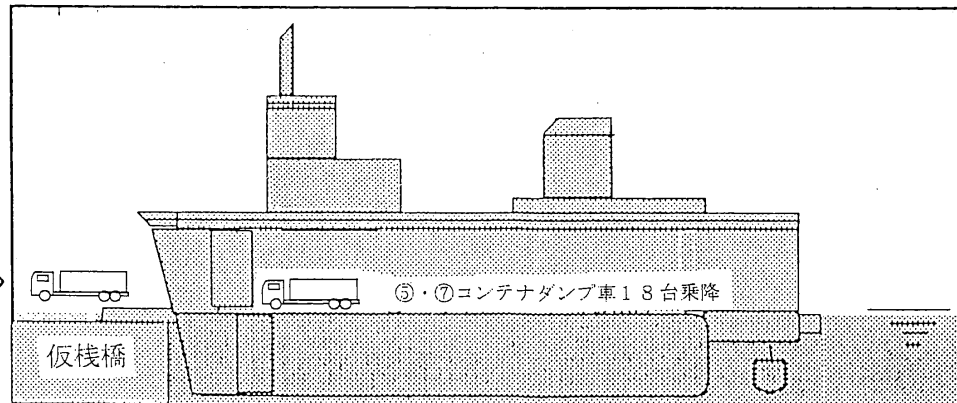
乗 船

③ サイドランプウェイ閉・離岸

直島



直島仮棧橋



⑥投入作業

降 船

⑤ サイドランプウェイ開・接岸

乗 船

⑦ サイドランプウェイ閉・離岸

⑧航行

配布資料の取扱について

資料		配布先		取扱			
番号	資料名	委員のみ	全員	非公開 回収	非公開 関係者限り	公開	条件
	次第		○			○	
3-2/1	第2回豊島廃棄物等海上輸送航行安全対策 検討委員会の審議状況について		○		○ →	○	
3-2/2	豊島廃棄物等対策事業中間処理施設建屋部 分の詳細設計について		○		○ →	○	
3-2/3	中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施 設の設計について		○		○ →	○	
3-2/4	廃棄物等の陸上輸送業務について		○		○ →	○	
3-3	配布資料の取扱について		○			○	

議事録については、作成後、非公開部分について委員会と協議